



2地福第440号

2建住第423号

令和3年(2021年)2月9日

公益社団法人 長野県宅地建物取引業協会
事務局長 様

長野県健康福祉部地域福祉課長
長野県建設部住宅管理課長

住居を失うおそれが生じている方への支援について (依頼)

標記の件につきましては、令和3年1月27日付け事務連絡により、国土交通省住宅局安心居住推進課及び住宅総合整備課から通知されているところですが、長野県内においても、令和3年2月1日から3月31日までの間、住居確保給付金の支給が一旦終了した方に対し、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、申請により、3か月間に限り再支給が可能となりましたので、ご承知おき願います。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、家賃を速やかに支払うことができない契約者等に対し、協会員の皆様から「住居確保給付金」の制度をご案内いただくなど、住居を失うおそれのある方の居住安定確保に格段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

長野県健康福祉部地域福祉課
自立支援・援護係
(課長) 山崎 敏彦 (担当) 矢島 峻介
電 話 026-235-7094 (直通)
FAX 026-235-7172
Email chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp

長野県建設部建築住宅課
建築企画係
(課長) 小林 弘幸 (担当) 深澤 武利
電 話 026-235-7339 (直通)
FAX 026-235-7479
Email kenchiku@pref.nagano.lg.jp